

朝霞市 女性の職業選択に資する情報の公表について（令和6年度）

朝霞市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

1 採用した職員に占める女性職員の割合

令和5年度				
	男性	女性（A）	男女計（B）	女性の割合（A／B）
事務職等	12人	12人	24人	50.00%
保育士	3人	8人	11人	72.73%
会計年度任用職員	23人	178人	201人	88.56%
職種計	38人	198人	236人	83.90%

2 平均した継続勤務年数の男女の差異

令和6年4月1日現在			
	男性（A）	女性（B）	割合（B／A）
事務職等	17.3年	14.9年	86.1%
保育士	10.2年	15.5年	152.0%
技能労務職	28.1年	23.1年	82.2%

3 職員一人当たりの各月の超過勤務状況

常勤職員の超過勤務状況（再任用短時間勤務職員を除く） 令和5年度

	総超過勤務時間数 (時間)	総人数 (人)	平均時間数 (時間)
令和5年4月	6,599	518	12.74
令和5年5月	5,193	463	11.22
令和5年6月	5,997	541	11.09
令和5年7月	4,971	484	10.27
令和5年8月	4,952	536	9.24
令和5年9月	5,588	506	11.04
令和5年10月	4,479	438	10.23
令和5年11月	5,016	509	9.85
令和5年12月	3,873	441	8.78
令和6年1月	3,964	442	8.97
令和6年2月	5,132	555	9.25
令和6年3月	7,008	494	14.19

会計年度任用職員の超過勤務状況 令和5年度

	総超過勤務時間数 (時間)	総人数 (人)	平均時間数 (時間)
令和5年4月	130	58	2.24
令和5年5月	136	58	2.34
令和5年6月	240	73	3.29
令和5年7月	136	66	2.06
令和5年8月	102	21	4.86
令和5年9月	213	70	3.04
令和5年10月	227	68	3.34
令和5年11月	261	72	3.63
令和5年12月	213	67	3.18
令和6年1月	228	74	3.08
令和6年2月	96	54	1.78
令和6年3月	96	29	3.31

4 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

令和6年4月1日現在

区分	職員数	内女性	割合
部次長級以上	31人	4人	12.9%
課長級以上	79人	10人	12.7%
課長補佐級以上	145人	31人	21.4%
係長級以上	287人	58人	20.2%

5 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

令和6年4月1日現在

区分	職員数	内女性	割合
部長級	15人	3人	20.0%
部次長級	16人	1人	6.3%
課長級	48人	6人	12.5%
課長補佐級	66人	21人	31.8%
係長級	142人	27人	19.0%

6 男女別の育児休業取得率及び平均取得日数

令和5年度

	取得率	平均取得日数
女性	100%	687.3日
男性	85.7%	27.7日

7 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和5年

	取得率	平均取得日数
配偶者の出産休暇	100.0%	1日5時間51分
育児参加休暇	66.7%	4日6時間9分

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：埼玉県朝霞市役所

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.1%
全職員	63.6%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	105.5%
本庁課長相当職	98.4%
本庁課長補佐相当職	97.9%
本庁係長相当職	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.3%
31～35年	89.6%
26～30年	86.9%
21～25年	85.0%
16～20年	89.8%
11～15年	88.1%
6～10年	91.0%
1～5年	90.9%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち会計年度任用職員については、令和5年4月から令和6年3月までの令和5年度の全期間任用されていた職員を対象とし、集計している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。